

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

東伊豆町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県賀茂郡東伊豆町

### 3 地域再生計画の区域

静岡県賀茂郡東伊豆町の全域

### 4 地域再生計画の目標

本町の総人口は昭和 55 (1980) 年は 17,030 人であったが、この 40 年間で 5,542 人減少し、令和 2 (2020) 年 10 月現在、11,488 人 (国勢調査結果) である。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計 (平成 30 年推計) では、令和 2 (2020) 年からの 25 年間で 6,233 人減少し、令和 27 (2045) 年の本町人口を 5,255 人と推計している。国立社会保障・人口問題研究所の前回推計 (平成 25 年推計) と比較すると、令和 22 (2040) 年の推計人口は、1,542 人下方修正されており、人口減少がさらに進むと想定されている。

3 階級別人口比率をみると、年少人口比率は 6.7%、生産年齢人口比率は 45.2%、老年人口比率は 48.1% である。昭和 55 (1980) 年からの 40 年間で、年少人口比率は 16.8 ポイント低下、生産年齢人口比率は 21.1 ポイント低下、老年人口比率は 37.9 ポイント上昇しており、少子高齢化が大きく進展している。

人口増減の推移について、自然増減数は、出生数の減少、死亡数の増加により自然減が拡大傾向にあり、平成 22 (2010) 年の自然減は 130 人、平成 25 (2013) 年 166 人、平成 30 (2018) 年 192 人と、8 年間で自然減は 62 人拡大している。さらに、社会増減数についても、転出数が転入数を上回り社会減の状況が続いている。平成 22 (2010) 年の社会減は 2 人 (転入数 542 人、転出数 544 人)、平成 25 (2013) 年は 97 人 (転入数 445 人、転出数 542 人)、平成 30 (2018) 年は 64 人 (転入数 447 人、転出数 511 人) と年毎に変化している。人口減少は、波をう

って変化しながら、全体的に拡大傾向を示している。

地方においては、自治会など住民の地域コミュニティは、住民生活の安全、衛生、文化、交流など様々な住民活動を担い、日常生活を支えているが、それらの住民活動は、人口減少により縮小、低迷を余儀なくされているのが現状である。また、地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が縮小し地方の経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な課題が生じている。この構造的な課題については、解決及び効果が現れるまでには長い期間を要するものであるが、同時に早急に取り組んでいかなければならない問題である。

これらの課題に対応するためには、地域経済に関する問題意識を行政だけでなく、住民や事業者、各種団体と共有しながら、地域一丸の取組を通じて将来にわたる「活力ある地域社会」が必要であると考え、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、地方創生に資する事業の実施を通して目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 生きる力と郷土愛を育むベビーファーストの推進
- ・基本目標 2 稼ぐ力の復活
- ・基本目標 3 健康で安全・安心な暮らしの実現
- ・基本目標 4 自然と共生した快適な生活環境の整備
- ・基本目標 5 多様性の尊重と時代変化への順応
- ・基本目標 6 生涯学習と生涯活躍の推進
- ・基本目標 7 効率的で信頼に応える行政運営

### 【数値目標】

5-2の①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2026年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
イ	入湯客数	637,642人	750,000人	基本目標 2
イ	創業支援補助金利用 件数	7件	8件	基本目標 2
ア	出生数	20人	22人	基本目標 1
ア	子育て世代包括支援 センターにおける相 談件数	88件	100件	基本目標 1

ア	子育て世代交流利用者数	872人	900人	基本目標 1
ア～キ	人口の社会増減数	121人	125人	基本目標 1～7
オ	移住世帯数	9世帯	10世帯	基本目標 5
オ	空き家バンク新規登録件数	15件	16件	基本目標 5
オ	町で活動している大学数	9校	10校	基本目標 5
イ	ロケ実施件数	58件	60件	基本目標 2
イ、オ	ワーケーション関係施設利用者数	533人	550人	基本目標 2、5
イ	ふるさと納税寄附金	610百万円	620百万円	基本目標 2
ウ	特定健診受診率	42.0%	60.0%	基本目標 3

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

##### ① 事業の名称

東伊豆町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画事業

ア 生きる力と郷土愛を育むベビーファーストの推進事業

イ 稼ぐ力の復活事業

ウ 健康で安全・安心な暮らしの実現事業

エ 自然と共生した快適な生活環境の整備事業

オ 多様性の尊重と時代変化への順応事業

カ 生涯学習と生涯活躍の推進事業

キ 効率的で信頼に応える行政運営事業

##### ② 事業の内容

ア 生きる力と郷土愛を育むベビーファーストの推進事業

子育て世代が孤立せず、安心して出産、子育てができる環境を整備す

るとともに、地域全体で育てながら郷土愛を育む事業

**【具体的な事業】**

- ・ベビーファーストと子育て支援の推進事業
- ・生きる力と郷土愛を育む教育の推進事業 等

イ 稼ぐ力の復活事業

新たな観光へのチャレンジを行い町の賑わいを創出するほか、ごみ堆肥化による有機農法と連携し稼げる農業を推進、各課題解決による産業振興を創出する事業

**【具体的な事業】**

- ・地域経済の活性化事業
- ・多様な働き方と働く場所の創出事業 等

ウ 健康で安全・安心な暮らしの実現事業

防災対策や防犯、交通安全において常に見直しを行いながら暮らしの安全を確保、新たな価値観、組織、DXの導入による防災力等の強化を行う事業

**【具体的な事業】**

- ・支え合う福祉の充実事業
- ・健康づくりの推進事業
- ・社会保障制度の適正な運営事業
- ・暮らしの安全・安心確保事業 等

エ 自然と共生した快適な生活環境の整備事業

豊かな自然や里山、そこに住む貴重生物を観光で活用させながら維持・保全、循環型社会の推進や公共交通の強化により自然と共生した快適な生活環境を整備する事業

**【具体的な事業】**

- ・自然環境の保全事業
- ・環境負荷の低減事業
- ・地域交通の充実事業
- ・暮らしやすい生活環境の形成事業 等

オ 多様性の尊重と時代変化への順応事業

価値観や生活スタイル、新技術などの目まぐるしい変化に順応しながら、快適な暮らしができるようまちづくりを推進する事業

**【具体的な事業】**

- ・多様性を認め、尊重し合う社会の実現事業
- ・DXの推進事業
- ・移住・関係人口政策の充実事業
- ・シェアリングの推進事業
- ・コンパクトなまちづくり事業
- ・小規模という特性を生かしたまちづくり事業 等

カ 生涯学習と生涯活躍の推進事業

町内にいる個性や様々な経験を持った人材を活用し、誰もが居場所と役割のあるコミュニティづくりを推進する生涯活躍のまちづくりを促進する事業

**【具体的な事業】**

- ・学びの機会充実と地域文化の創出促進事業
- ・生涯活躍の推進事業 等

キ 効率的で信頼に応える行政運営事業

DXと業務改善の推進により見える化や窓口の一元化、協働のまちづくり、全員参加のまちづくりによる効率的で信頼に応える行政運営事業

**【具体的な事業】**

- ・効率的な行政運営と健全な財政運営事業
- ・町民の信頼に応える行政の実現と行政サービスの向上事業
- ・全員参加によるまちづくりの推進事業 等

※ なお、詳細は第2期東伊豆町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略のとおり。

**③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））**

4の【数値目標】に同じ。

**④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）**

毎年度9月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

## ⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和9（2027）年3月31日まで

### 5-3 その他の事業

#### ○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用（内閣府）：

##### 【E2001】

##### ① 事業の名称

5-2の①事業の名称に同じ。

##### ② 事業概要

5-2の②事業の内容に同じ。

##### ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

##### ④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

5-2の④事業の評価の方法（PDCAサイクル）に同じ。

##### ⑤ 事業実施期間

5-2の⑤事業実施期間に同じ。

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和9（2027）年3月31日まで